

評 価 実 施 手 引 書

分野別教育評価「理学系」

(平成12年度着手分)

平成13年1月

大学評価・学位授与機構

はじめに

本書は、大学評価・学位授与機構が実施する分野別教育評価「理学系」において、評価担当者（大学評価委員会委員，専門委員及び評価員）が用いる手引書である。

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月）において、各大学の教育研究の質的充実や国民に対する説明などの取組を支援・促進するための方策として、大学評価を実施する第三者機関の設置が提言された。この提言を受けて、平成11年4月に、文部大臣裁定に基づき「大学評価機関（仮称）創設準備委員会」が発足した。この委員会では、創設準備に関する重要事項の審議が重ねられ、平成12年2月に、最終的な検討結果として「大学評価機関の創設について」が報告された。

この提言及び報告を踏まえ、国立学校設置法等関係法令の整備が行われ、平成12年4月に大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が発足した。この機構は、これまでの学位授与に関する事業に加え、新たに大学等の評価に関する事業を実施する機関として改組されたものである。

機構では、評価事業に着手するに当たり、平成12年度に着手する大学評価の基本的枠組を示した実施要綱（『平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について』）を作成するとともに、機構の評価の一環として各大学及び大学共同利用機関が行う自己評価の実施要項（『自己評価実施要項』）と、機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（『評価実施手引書』）を評価の区分及び個別のテーマ・分野ごとに作成している。

『評価実施手引書』は、評価担当者が、大学評価の意義と方法の十分な把握と共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたもので、「第1章 平成12年度に着手する大学評価の実施概要」、 「第2章 分野別教育評価「理学系」の評価方法」から構成される。

第1章では、評価担当者が、本機構における大学評価事業の理解をより深めるため、評価の目的、基本的な評価方法等を記載しており、第2章では、評価担当者が実際に評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価内容・方法等を記載している。

なお、本手引書は、評価の具体的な内容及び方法を示すことによって、評価の透明性を確保する目的から、大学等にも公表する。

目 次

はじめに

第1章 平成12年度に着手する大学評価の実施概要

評価の目的

評価の基本的な方法

- 1 目的及び目標に即した評価
- 2 評価のプロセス
 - (1) 書面調査と書面調査段階での評価案の整理
 - (2) ヒアリング，訪問調査と評価報告書原案の作成
 - (3) 評価報告書原案の確定と評価報告書案の作成
 - (4) 意見の申立てと評価報告書の確定
- 3 評価の対象時期
- 4 区分ごとの評価
- 5 項目別評価と総合的評価
 - (1) 項目別評価
 - (2) 総合的評価

評価の結果

情報開示

評価システムの改善

評価の実施体制と委員会等の役割

- 1 実施体制
- 2 委員会等の役割
- 3 委員等の職務

評価担当者に対する研修の実施

- 1 研修の趣旨
- 2 研修内容・方法

区分ごとの評価の実施方法

- 1 全学テーマ別評価
- 2 分野別教育評価
- 3 分野別研究評価

第2章 分野別教育評価「理学系」の評価方法

対象組織

実施スケジュール

実施体制 - 専門委員会及び評価チーム

1 理学系教育評価専門委員会

2 評価チーム

教育目的及び目標の設定状況に関する事前調査

評価のプロセス

1 書面調査と書面調査段階での評価案の整理

2 訪問調査と評価報告書原案の作成

評価の対象となる活動

評価の内容及び方法

1 書面調査

(1) 書面調査に当たっての打合せ

(2) 教育目的及び目標の明確性，具体性の確認

(3) 項目別評価

(4) 総合的評価

(5) 書面調査段階での評価案の整理

2 訪問調査

(1) 訪問調査の準備

(2) 訪問調査の実施

(3) 調査結果報告の取りまとめ

(4) 訪問調査日程例

評価報告書原案の作成

1 項目別評価結果の記述

2 総合的評価結果の記述

3 評価の概要の記述

(添付資料)

1 平成12年度着手の評価対象機関・組織一覧

2 平成12年度の分野別教育評価「理学系」実施計画に係るスケジュール

3 評価報告書イメージ

4 大学評価関係法令等

5 委員名簿

(1) 大学評価委員会委員名簿

(2) 理学系教育評価専門委員会委員名簿

第1章 平成12年度に着手する大学評価の実施概要

本章では、平成12年度に着手する大学評価の基本的な内容・方法等を記載しており、「評価の目的」、「評価の基本的な方法」、「評価の結果」、「情報開示」、「評価システムの改善」、「評価の実施体制と委員会等の役割」、「評価担当者に対する研修の実施」、「区分ごとの評価の実施方法」の各節から構成されている。

評価の目的

機構は、国立学校設置法に則り、大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため、教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表することを業務（注）としている。

機構の実施する評価は、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。

大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

注）機構の業務としては、この他に、

学校教育法の定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与すること。

大学等の教育研究活動等の状況についての調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

がある。

評価の基本的な方法

各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくためには、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、複数の評価手法に基づく多面的な評価を行う必要がある。そのため、各大学・学部等の設定する目的及び目標に即して、教育活動、研究活動、地域社会や産業界との連携・交流、社会貢献など、大学等の行う諸活動について、

全学テーマ別評価

分野別教育評価

分野別研究評価 の3区分の評価を実施する。

1 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行う。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的な目的及び目標が設定されていることが前提となる。

機構では、これらのことを十分に配慮して、当該大学等の行う諸活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか、また、諸活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行う。

ここでの「目的」とは、当該大学等が諸活動を実施する全体的な意図を、また、「目標」とは、目的を実現するための具体的な課題を指すが、詳細については、「第2章 分野別教育評価「理学系」の評価方法」で説明する。

2 評価のプロセス

機構は、大学等の設置者の要請をまって評価を行う。

評価は、大学等が自ら行う評価の結果について分析するとともに、大学等の教育研究活動の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて行う。

そのプロセスは次のとおりである。

1) 大学関係者及び学識経験者からなる大学評価委員会及び専門委員会において、評価の実施方針や具体的な評価の内容・方法及び実施のための要項等を決定する。

2) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、その結果を自己評価書として提出する。自己評価書には、自己評価結果の根拠となる資料・データが必要となる。

自己評価の根拠には、各大学等が独自に実施している自己点検・評価及びその学外者による検証（外部評価）の結果等を活用することができる。

3) 機構においては、大学等から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する資料・データ等に基づき、十分な研修を受けた大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員が、書面調査によるほか、ヒアリング又は訪問調査による分析・調査を踏まえて評価を行い、その結果を取りまとめる。

平成12年度着手の評価では、機構独自の調査・資料収集は、実状調査の実施と機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それを大学等に求める形で実施する。

なお、この評価は初めて実施するものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の設定に役立てることを目的として、評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査し、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析する。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて各大学等にフィードバックする。

上記3)の評価結果の取りまとめの具体的実施方法については、以下の段階を経て実施する。

(1) 書面調査と書面調査段階での評価案の整理

評価では、まず、提出された自己評価書を基に、記述された自己評価結果とその根拠となる資料・データを分析して行う書面調査を実施する。

評価チーム（後述の「評価の実施体制と委員会等の役割」を参照）は、評価の対象機関（組織）（注）が設定した目的及び目標に即して、各項目を評価する上で必要な観点を設定し、その観点に照らして評価を実施する。分野別研究評価においては、部会において個別研究活動の判定を行い、結果を評価チームに提供する。

この際、自己評価書の目的及び目標の記述に明確性、具体性が欠けると判断した場合には、対象機関（組織）に再提出を求める。また、対象機関（組織）の自己評価において設定された観点や資料・データに不足がある場合には、それに対応する資料・データの提出を求め、評価チームにより評価を行う。

書面調査が終了した段階で、評価案を整理しておく。

注）この評価でいう「機関」とは、大学及び大学共同利用機関を指し、また、「組織」とは、機関の内部に置かれた学部、研究科及び附置研究所その他の組織を指す。

(2) ヒアリング、訪問調査と評価報告書原案の作成

書面調査段階での評価案の整理後に評価チームによるヒアリング又は訪問調査を実施し、書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項について調査するとともに、対象機関（組織）にこの時点での評価内容の概要を伝え、意見を求める。

書面調査段階での評価案をヒアリング又は訪問調査で得られた知見によって、修正、加筆して、評価チームとしての評価報告書原案を作成する。

(3) 評価報告書原案の確定と評価報告書案の作成

評価チームの作成した評価報告書原案は、専門委員会において、審議され、確定される。さらに、評価報告書原案は、大学評価委員会において審議され、最終的な評価報告書案が作成される。

(4) 意見の申立てと評価報告書の確定

評価報告書案を対象機関（組織）に通知し、意見の申立ての機会を設ける。申立てがなかった場合は、評価報告書案が評価報告書として確定する。申立てがあった場合には、大学評価委員会において再審議し、必要な場合は修正を行い、申立てのあった意見を添付して評価報告書として確定する。

3 評価の対象時期

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行う。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要がある。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とする。なお、この分析の対象とする期間は、下記の評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがある。

4 区分ごとの評価

評価は、国立学校設置法施行規則に則り、次の3つの区分により実施する。

全学テーマ別評価(大学等の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価)
各大学及び各大学共同利用機関をそれぞれ単位として、書面調査及びヒアリングにより行う。

分野別教育評価(大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価)
原則として学部、研究科をそれぞれ単位として、学問分野ごとに、書面調査及び訪問調査により行う。

分野別研究評価(大学の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各組織並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価)
原則として大学の学部及び研究科、附置研究所その他の組織並びに大学共同利用機関を単位として、学問分野ごとに、書面調査及びヒアリングにより行う。

5 項目別評価と総合的評価

機構の実施する評価は、各大学等が設定する明確かつ具体的な目的及び目標に即して、各評価項目ごとの評価(項目別評価)及び各評価項目を通じた総合的な評価(総合的評価)により行う。

なお、項目別評価については、目的及び目標に即して、各項目を評価する上で必要となる諸観点に照らして評価する。各項目を評価する上で必要となる観点は、設定された目的及び目標に沿っておのずから決まってくるものであり、自己評価の際には各大学等において観点を設定の上で評価を実施する。一方、機構の評価では、自己評価で用いられた観点が目的及び目標に照らして十分な設定になっているかを検討した上で、過不足のない観点を設定して評価を実施する。

(1) 項目別評価

項目別評価では、多面的な評価を実施するために、全学テーマ別評価、分野別教育評価及び分野別研究評価の特性に応じて次のように項目を設定し、評価を行う。

全学テーマ別評価の評価項目については、次の3項目を基本に、各年度に着手するテーマに応じて設定する。

- 1) 目的及び目標を達成するための取組
- 2) 目的及び目標の達成状況
- 3) 改善のためのシステム

分野別教育評価の評価項目については、次の6項目をそれぞれ各分野共通に設定する。

- 1) アドミッション・ポリシー(学生受入方針)
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学生に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

分野別研究評価の評価項目については、次の5項目をそれぞれ各分野共通に設定する。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 3) 研究内容及び水準
- 4) 社会（社会・経済・文化）的貢献
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

なお、以上の評価項目のうち、「研究内容及び水準」については、対象組織（機関）の研究活動の状況を、国際的な視点を踏まえた研究水準及び独創性、発展性、人材育成への貢献、他分野への貢献などの多様な観点から、教員及び研究グループの個別の業績を基に、関連分野の専門家により、研究の質を重視して評価を行う。

また、「社会（社会・経済・文化）的貢献」についても、個別の業績を基にした評価を行う。

(2) 総合的評価

総合的評価では、目的及び目標の周知・公表の状況など、各項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄について評価を行う。

評価の結果

評価結果は、項目別評価、総合的評価の結果の記述及びそれらを要約した評価結果の概要によって示す。このほか、大学等の概要、大学等の設定した目的及び目標の記述等を併せて評価報告書としてまとめる。

機構は、評価結果を確定する前に評価結果案を当該大学等に通知し、これに対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、大学評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定する。申立ての内容とそれへの対応は報告書に明示する。

評価報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。

情報開示

機構は、大学等の教育研究活動等の改善及び社会への情報提供を積極的に行うため、機構が収集又は作成する資料・データ等については、原則として公開・開示する。

なお、対象機関から提出された文書等のうち、個人に関する情報については、原則として機構が行う評価の根拠としてのみ利用し、公開・開示は行わない。また、個人に関する情報以外の文書等については、機構が作成する評価報告書に掲載するものを除き、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」等に基づき当該機関の長と協議の上、取扱いを決定する。

評価システムの改善

機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、評価の経験と評価を通じた各大学等における自己改革の動向を踏まえつつ、常によりよい大学評価のシステムを求めていくことが重要であると考えている。このため、組織・運営面も含め、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、その改善に努める。

評価の実施体制と委員会等の役割

1 実施体制

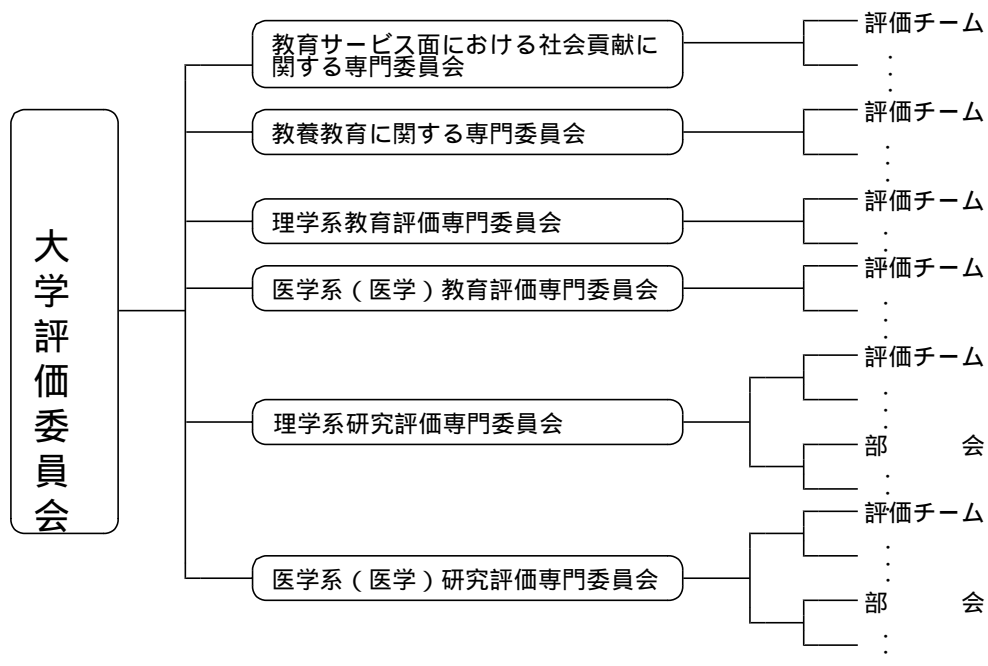
評価のプロセスで述べたとおり、評価を実施するに当たっては、国公立大学等の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学評価委員会を設置する。この委員会の下に、テーマ及び学問分野ごとに、大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる専門委員会を設置する。

大学等の諸活動については、多面的な評価が必要であること、専門分野が多様であること、さらには評価対象数が大規模となることなどから、専門委員会には、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を評価員として置く。

対象機関（組織）ごとの評価に当たっては、専門委員会の委員及び評価員による評価チームを編成する。なお、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各専門領域ごとに、専門委員会の委員及び評価員で構成する部会を設置する。

平成12年度に着手する大学評価は、全学テーマ別評価においては「教育サービス面における社会貢献」及び「教養教育」の2テーマを、分野別教育評価及び分野別研究評価においては、「理学系」及び「医学系の医学」の学問分野について、以下の体制により実施する。

平成12年度に着手する評価に関する機構の体制



2 委員会等の役割

大学評価委員会は、評価の実施方針・実施計画等の基本的事項の審議、各専門委員会の評価結果案の審議・取りまとめ、意見の申立ての審議並びに事業の見直し及び改善等の審議を行う。

専門委員会は、各評価の実施内容・方法等の検討、実施要項及び大学等からの自己評価書の提出様式の検討、評価結果原案の審議・取りまとめ、事業の改善点等の審議を行う。

評価チームは、書面調査（分野別研究評価にあっては、後段の部会の判定を含む。）及びヒアリング又は訪問調査による分析・調査に基づき、評価結果を取りまとめ、評価報告書原案を作成する。

分野別研究評価の専門委員会に置かれる部会は、関連分野の専門家による個別の研究活動の水準等の判定を行う。

3 委員等の職務

大学評価委員会委員は、委員会において評価の実施方針・実施計画等の基本的事項の審議等を行うとともに、原則として委員の専門分野等に該当する専門委員会が置かれた場合、その委員会に参画する。

専門委員は、専門委員会において評価の実施内容・方法や評価報告書原案の審議、取りまとめ等を行うとともに、評価チームに所属（分野別研究評価においては部会にも所属）して書面調査及びヒアリング又は訪問調査を行い、評価結果の取りまとめ及び評価報告書原案の作成の中心となる。

評価員は、評価チームに所属（分野別研究評価においては部会にも所属）して書面調査及びヒアリング又は訪問調査を行い、評価結果の取りまとめ及び評価報告書原案の作成を分担する。

委員等は、大学評価の公平性を確保する観点から、自己の関係する大学等に関しては、その事案についての議事に加わること及び評価を担当することができない。また、評価の過程において知り得た個々の大学等の評価に関する事案について、部外者に漏らしてはならない。

評価担当者に対する研修の実施

1 研修の趣旨

機構が行う大学評価をより実効性の高いものとするため、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要がある。

このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

2 研修内容・方法

- 1) 大学評価事業に対して、その目的、内容・方法及び評価の実施に当たっての手順と留意事項等について、理解と認識を深め、共通理解の下で職務が遂行できるよう研修を実施する。
- 2) 書面調査、ヒアリング、訪問調査を実施するに当たっての手順及び留意事項等について、理解と認識を深めることができるよう研修を実施する。
- 3) 研修の実施に当たっては、必要に応じて演習形式などの方法を取り入れ、より効果的な実施方法となるよう工夫するとともに、複数回実施するなど、十分な研修の機会を設ける。

また、本務の都合等により、上記 1)又は 2)の研修に参加できない者については、別途対応する。

区分ごとの評価の実施方法

1 全学テーマ別評価

全学テーマ別評価は、各大学及び各大学共同利用機関をそれぞれ単位として、書面調査及びヒアリングにより行う。

この評価では、教育研究活動のみならず、全学的な大学運営や社会貢献活動など、大学等の諸活動の多様な側面について、個別の学部や研究科等の課題にとどまらない、大学等の全学的な課題を各年度において数テーマ設定する。

なお、各年度に着手するテーマについては、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定する。設定されたテーマに関する評価は、設置者から要請のあった大学及び大学共同利用機関（対象機関）に対して行う。

全学的な課題の例としては、「大学等の目的・機能を総合的に発揮するための全学的な大学運営」、「教養教育や基礎学力の形成についての全学的な取組」、「教育機能の強化のための全学的な取組」、「学生に対する支援についての全学的な取組」、「大学等としての研究活動の推進に関する基本的な考え方とその方策」、「社会貢献活動についての全学的な取組」、「産学連携の推進についての全学的な取組」及び「国際社会への貢献、国際化への対応についての全学的な取組」などが考えられる。

2 分野別教育評価

分野別教育評価は、大学の教育活動等の状況について、原則として学部、研究科をそれぞれ単位として、学問分野ごとに、書面調査及び訪問調査により行う。

実施する分野は、年度ごとに設定するが、同一分野の評価は5年周期を基本にし、設置者から要請のあった大学の学部及び研究科（対象組織）に対して行う。なお、平成12年度から14年度までの期間については、実施分野や対象数を絞って段階的に実施することにしており、平成15年度から本格的に実施する予定である。

3 分野別研究評価

分野別研究評価は、大学等の研究活動等の状況について、原則として大学の学部及び研究科、附置研究所その他の組織並びに大学共同利用機関を単位として、学問分野ごとに、書面調査及びヒアリングにより行う。

評価の対象となる「研究活動等」の「研究活動」とは、狭義の研究（基礎研究、応用研究）活動にとどまらず、技術の創出、経営ノウハウの創出、芸術的創作やパフォーマンス、学術書、教養書や教科書類の出版、政策形成等に資する調査報告書の作成、総合雑誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む各組織（機関）の教員の創造的活動全般をいう。

また、「研究活動等」には、研究活動そのもののほか、研究を推進し又は支援する体制としての諸施策と諸機能が含まれる。「諸施策と諸機能」の例としては、専攻・学科の連携やプロジェクト研究の実施方策、研究開発や研究支援に携わる技術者の養成、大学共同利用機関や大学内の共同利用施設が当該分野全体の研究の推進や交流の活発化のために実施するサービス機能、

組織全体としての研究資金の運用方策等がある。

なお、大学共同利用機関のように、共同利用装置等から生み出される成果がある場合には、その成果についても評価の対象になる。

実施する分野は、年度ごとに設定するが、同一分野の評価は5年周期を基本にし、設置者から要請のあった大学の学部及び研究科、附置研究所その他の組織（対象組織）並びに大学共同利用機関（対象機関）に対して行う。なお、平成12年度から平成14年度までの期間については、実施分野や対象数を絞って段階的に実施することにしており、平成15年度から本格的に実施する予定である。

第2章 分野別教育評価「理学系」の評価方法

本章では、実際に評価を行う際の具体的な内容、方法等を記載しており、「対象組織」、「実施スケジュール」、「実施体制」、「教育目的及び目標の設定状況に関する事前調査」、「評価のプロセス」、「評価の対象となる活動」、「評価の内容及び方法」、「評価報告書原案の作成」から構成されている。

対象組織

国立大学の理学系学部・研究科のうち、設置者から要請のあった6大学の学部及び研究科を対象とし、学部、研究科を単位として実施する。

ただし、対象学部又は研究科に理学系の学問分野以外の学科又は専攻を置く場合は、当該学科又は専攻については、評価の対象とはしない。例えば、自然科学研究科や理工学研究科のように、理学系の学問分野以外の分野の専攻が置かれている場合は、理学系の分野のみで構成されている専攻を対象とする。（添付資料1「平成12年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照。）

実施スケジュール

平成13年	1月	各大学に対する実施要項等の通知
平成13年	2月	大学等への説明会の実施
平成13年	4月末	教育目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成13年	4月～6月	回答結果の整理・分析（専門委員会）
平成13年	6月初	調査結果の大学等へのフィードバック
平成13年	5月～9月	評価担当者に対する研修（書面調査及び訪問調査の実施の手順、留意事項等）の実施（書面調査、訪問調査の前にそれぞれ実施）
平成13年	7月末	自己評価書・根拠資料等の提出
平成13年	8月～12月	書面調査、訪問調査の実施及び評価結果原案の作成（評価チーム等）
平成13年	12月	評価結果原案の審議（専門委員会）
平成14年	1月	評価結果の取りまとめ（大学評価委員会）
平成14年	2月	評価結果を確定する前に当該大学等に通知、意見の申立て
平成14年	3月	評価結果の確定（大学評価委員会）、評価結果の公表

なお、評価の全体の実施スケジュールについては、添付資料2「平成12年度の分野別教育評価「理学系」実施計画に係るスケジュール」に示すとおりである。

実施体制 - 専門委員会及び評価チーム

1 理学系教育評価専門委員会

専門委員会は、対象組織における広範囲な教育活動等に対する多面的な評価や専門的事項に係る対象分野の専門家による評価の必要性などから、国公私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者により構成する。さらに、当該分野の専門家については、その分野の教育評価を実施するために必要な学問領域等を考慮した構成とする。

専門委員会には、主査及び副主査を置き、主査は委員会の招集並びに議事の進行及び取りまとめを行い、副主査は主査を補佐する。

2 評価チーム

評価チームは、専門委員会の委員及び評価員により構成し、対象組織の状況を踏まえ、当該分野の教育評価を実施するために必要な学問領域等を考慮し、編成する。

平成12年度に着手する分野別教育評価「理学系」については、1チーム当たり7～8名で3チームを編成し、1チーム当たり2大学を担当する。なお、今回は対象組織を絞って実施するため、評価員は、原則として任命しない。

評価チームには、主査を置き、主査は、評価チーム内の連絡調整、機構との連絡調整を行い、評価報告書原案の作成の中心的な役割を担う。

また、評価チームの構成員は、自己の関係する大学に関する評価に参画できない。

教育目的及び目標の設定状況に関する事前調査

この評価は初めて実施するものであることから、対象組織における明確かつ具体的な教育目的及び目標の設定に役立てることを目的として、評価の前提となる各対象組織の教育目的及び目標についての事前調査を行う。

専門委員会においては、各対象組織からの回答結果を基に、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について、全般的な傾向や特徴を含めて整理・分析する。その結果については、各対象組織にフィードバックする。

評価のプロセス

専門委員会においては、書面調査の基本的な方法や手順の共通理解を図るとともに、設置者から要請のあった6大学の学部及び研究科の教育目的及び目標の明確性、具体性について確認する。

これらの確認の結果、教育目的及び目標が明確性、具体性に欠けると判断した場合には、この段階で速やかに対象組織に対して照会し、必要に応じ再提出を求める。

評価チームにおいては、対象組織から提出のあった自己評価書を中心に自己評価結果及びその根拠となる資料・データ、機構独自に調査・収集する資料・データ等に基づき、書面調査及び訪問調査により分析・調査を行い、評価結果原案を取りまとめる。

学部、研究科それぞれが評価単位となるため、自己評価書は、学部、研究科ごとに提出される。

1 書面調査と書面調査段階での評価案の整理

評価では、まず、提出された自己評価書を基に、記述された自己評価結果とその根拠となる資料・データを分析して行う書面調査を実施する。

書面調査では、次に掲げる6つの評価項目の項目別評価及び総合的評価を実施する。

アドミッション・ポリシー（学生受入方針）

教育内容面での取組

教育方法及び成績評価面での取組

教育の達成状況

学生に対する支援

教育の質の向上及び改善のためのシステム

書面調査での評価が一通り終了した時点で、調査結果の検討、整理を行い、書面調査段階での評価案を整理する。また、この評価案を踏まえて、訪問調査での調査内容の検討・整理を併せて行う。

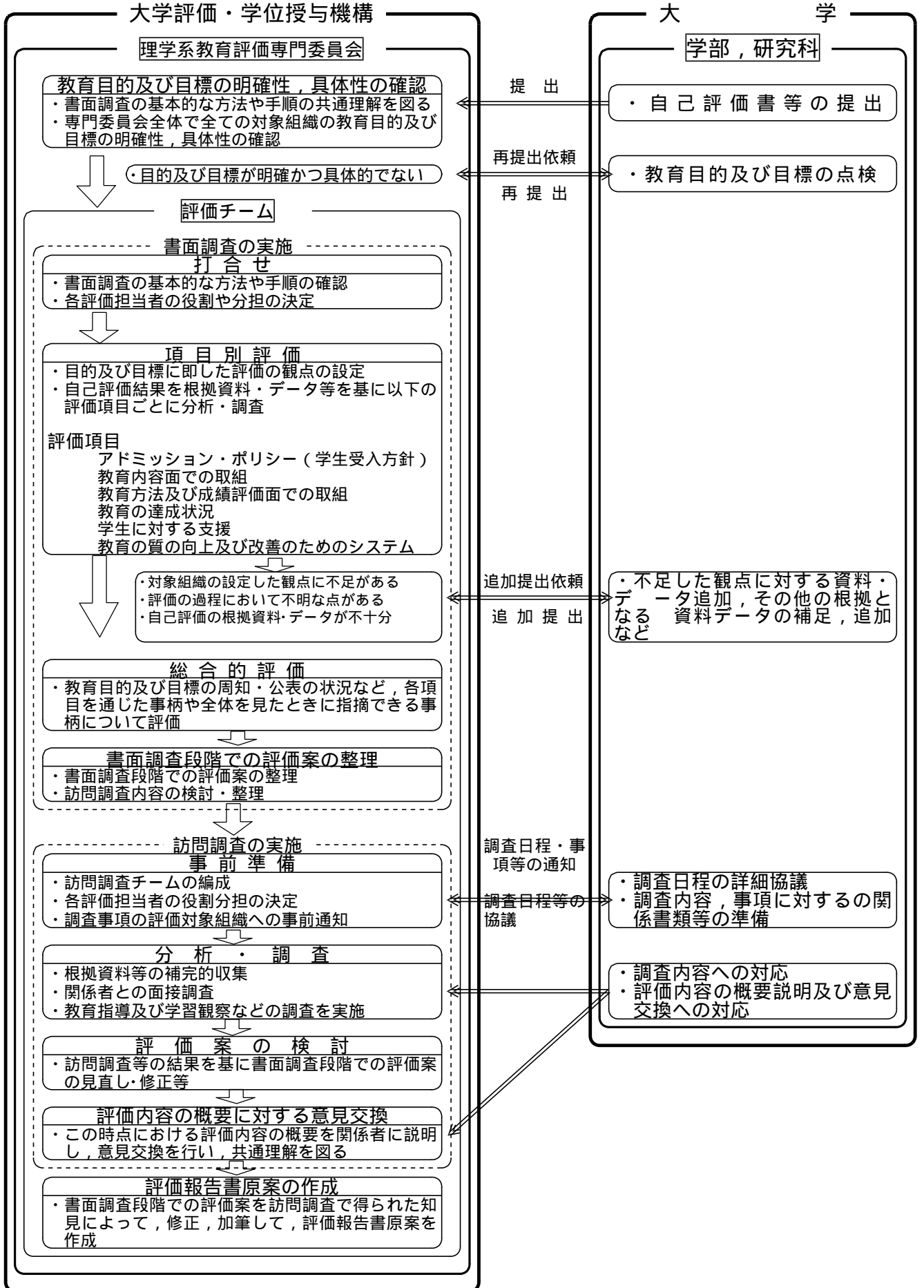
2 訪問調査と評価報告書原案の作成

書面調査段階での評価案の取りまとめ後に訪問調査を実施し、書面調査で十分な説明及び資料が得られなかった内容について、関係者との面接調査や資料収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生や卒業者などからのヒアリングや教育指導、学習の観察などの調査を行い、この時点での評価内容の概要を関係者に伝え、それに対する意見を求める。

書面調査段階での評価案を訪問調査で得られた知見によって、修正、加筆して、評価チームとしての評価報告書原案を作成する。

平成12年度に着手する分野別教育評価「理学系」における評価のプロセスは、次のとおりである。

評価のプロセス



評価の対象となる活動

各学部，研究科において行われている教育活動等は，学生に対する教育活動のみならず，社会貢献や地域社会との連携・交流など幅広く多岐にわたって実施されている。

平成12年度に機構が着手する分野別教育評価は，これらの全般的な活動を網羅的に評価するのではなく，「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」についての取組に重点を置き，その取組が教育目的及び目標の実現に貢献するものであるか，取組の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行う。

ただし，教育目的及び目標を達成するための教育の質的向上や改善についての取組として，「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」と，それ以外の諸活動を併せて評価する必要がある場合は，それに沿った評価を行う。

このため，学部及び研究科で，「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」とそれ以外の諸活動が併せて自己評価されている場合は「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」との関連について明らかにした上で評価を行うことが必要となる。

また，これらの取組（活動）を行う上で必要となる教育・学習環境（教員組織，施設・設備）については，教育目的及び目標の実現に向けて，それが適切に整備され，活用されているのかの視点から，「教育内容面での取組」や「教育方法及び成績評価面での取組」などの関係する評価項目において評価を行う。その際，教育・学習環境の整備については，人的・財政的な制約の下での工夫，努力に十分配慮しながら評価を行う必要がある。

評価は，基本的には学部，研究科をそれぞれ単位として，その教育目的及び目標に即して行う。

ただし，学科・専攻ごとに独自に教育目標（課題）を設定し，教育活動（学生の受入，教育課程の編成等）が行われている場合は，当該学科・専攻におけるこれらの取組（活動）の状況を明らかにした上で，学部，研究科の教育目的及び目標に照らし，総合的に判断して評価を行う。

評価の内容及び方法

1 書面調査

書面調査においては，対象組織の自己評価書に記載された教育目的及び目標に即して，自己評価結果とその根拠となる資料・データを分析・調査する。

なお，自己評価書には，「その他」の欄において，対象組織が教育目的及び目標を設定するに当たっての特記すべき経緯や教育活動全体を通じた視点からの補足的説明などが記述される場合がある。

また，評価項目によっては，教育目的及び目標から予想されない，あるいは教育目的及び目標に掲げられていない状況や成果を生じる場合もあり得るが，このような状況や成果についても，この欄に記述される場合がある。

以下に説明する「教育目的及び目標の明確性，具体性の確認」，「項目別評価」及び「総合的評価」は，これらの記述も参照しつつ行うものとする。

書面調査は，評価チームごとに実施するが，内容・方法等についてチーム間の調整を要する

問題等については、専門委員会や主査打合せ等を行う。

(1) 書面調査に当たっての打合せ

評価チームでは、書面調査に当たって会合を持ち、打合せを行う。

打合せにおいては、調査の円滑な遂行のため、書面調査の基本的な方法や手順などについて確認するとともに、各評価担当者の役割や分担についても決定する。

(2) 教育目的及び目標の明確性、具体性の確認

本評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して実施する。

このため、最初に対象組織から提出された自己評価書に記載された教育目的及び目標が明確かつ具体的であるかについて確認する。

教育目的及び目標の確認の基本的な考え方

ここでは、設定された教育目的及び目標そのものを評価するのではなく、本評価を実施する上で必要となる教育活動等の意図や課題が、教育目的及び目標として明確かつ具体的に示されているかについて確認する。その際、設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件、さらには将来計画等を踏まえたものとなっているか、項目別評価に必要な取組（活動）の方針などは盛り込まれているかなどについても併せて確認する。

教育目的の確認の具体的な視点

教育目的は、学部及び研究科が教育活動等を実施する全体的な意図を指し、それが示されているかを確認する。

一般的には、

- ・ 学生受入の基本的な方針、
- ・ 提供する教育内容及び方法の基本的な性格、
- ・ 養成しようとしている人材像などの期待している教育成果、
- ・ 学生支援の基本方針

などを意味する。

養 成 例 えば、学部又は研究科における養成しようとしている人材像としては、優れた研究者の育成などが考えられるが、単に優れた研究者や人材の育成などの抽象的なものではなく、

- ・ 産業・行政・教育研究の諸分野で中心として社会に貢献できる優れた人材の育成、
- ・ 広い視野を備えた国際的科学研究者の育成、
- ・ 現代科学技術の基盤となる基礎科学を担う研究者の養成

さ などのように、どのような特色を有する人材を養成しようとしているのかがわかるように示される必要がある。

教育目標の確認の具体的な視点

教育目標は、教育目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指し、それが示されているかを確認する。

これらの課題には、学部及び研究科全体に共通の課題と、学科あるいは専攻ごとに独自の課題といった区別がされている場合がある。この場合には、それを学部の全体的な教育目標と学科あるいは専攻ごとの教育目標といった形で階層化して示される。

なお、教育目的及び目標には、学部、研究科の内部の要件や課題に基づくもののみならず、外部の要件や課題、例えばいかなる学問的、社会的ニーズを満たすことになるのか、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性等の関係でどのような意味を持っているのかなどに関して示される場合もある。

また、教育目的及び目標には、プロセスの成果についての期待や達成内容を示す成果（アウトカム）的な性格のものだけでなく、どのような人的、物的資源が必要なのかを示すインプットのなものや、提供すべき教育課程とサービスや形成すべき環境を示すプロセス的なものもある。

教育目的及び目標の記載には、上記のような要素が含まれていることに留意しつつ、明確性、具体性について確認する。

確認の結果、教育目的及び目標が明確性、具体性に欠けると判断した場合には、この段階で速やかに対象組織に対して照会し、必要に応じ再提出を求める。

(3) 項目別評価

各対象組織においては、機構における評価と同様の6項目の評価項目について、教育目的及び目標に照らして評価の観点を設定し、各学部、研究科の現在の活動状況について原則として過去5年間の状況の分析を通じて自己評価が行われる。この自己評価結果は、各学部、研究科ごとに自己評価書として取りまとめられ提出される。

また、各評価項目ごとの取組（活動）を行う上で必要となる教育・学習環境（教員組織、施設・設備）については、教育目的及び目標の実現に向けて、それが適切に整備され、活用されているかの視点から、該当する評価項目においてそれぞれ自己評価が行われる。

観点の設定及び評価

項目別評価は、評価項目ごとに、対象組織が設定した教育目的及び目標に照らして、評価チームにおいて評価の観点を設定する。これらの観点について、自己評価書に記載された自己評価結果を根拠となる資料・データや機構が独自に調査・収集した資料・データに基づき分析することにより評価を実施する。

この際、教育目的及び目標に即して評価を行う上で、客観的に見て必要不可欠と認められる観点が、対象組織が設定した観点の中に不足している場合は、対象組織に通知し、当該観点に関する資料・データの追加提出を求め、評価チームにおいて評価を実施する。

また、各観点ごとの自己評価は、原則として過去5年間の状況を対象として行われるが、取組の内容等によって、過去5年間よりもさらに遡ったり、5年間よりも短い年数の状況分析があり得るので、これらの状況を踏まえて、自己評価結果の根拠となる資料・データ等について確認した上で評価を実施する。

さらに、評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由（背景・原因等）についても併せて整理しておくことが必要である。

この項目別評価は、訪問調査前までに終了させる。

項目別評価の具体的手順は、以下のとおりである。

1) 観点ごとの評価

観点ごとに、それぞれ優れているのか、おおむね適切なのか、やや問題があり改善も要するのか、問題があり大幅な改善が必要なのかを、資料・データで根拠を確認しつつ判断する。

2) 優れた点等の抽出

1)の過程において、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等を抽出する。

3) 水準の判断

観点ごとの評価を総体的に判断して、評価項目としての水準（教育目的及び目標に照らした貢献度、到達度等）がどの程度なのかを導き出す。

その際、観点には、その内容により、評価の重みや観点間の相互関係があるので、それらについても総合的に判断し、水準を導き出す。

導き出された水準は、評価報告書では水準を分かりやすく示す必要があるため、記述については、それぞれの評価項目ごとに次の から の「水準を分かりやすく示す記述」による統一した表現を用いる。

この際に、水準を導き出した根拠となる事実、理由（背景・原因等）の要点を整理しておく。

また、評価の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データが不十分な場合は、随時、対象組織に照会や提出依頼を行う。

対象組織への照会、資料提出の要請等（前記(2)における教育目的及び目標の再提出の依頼を含む。）については、必ず専門委員会又は評価チーム内で意見調整をした上で行うこととし、照会等の手続きについては、機構の評価事業部を経由して文書により行い、評価対象組織からも文書による回答を求める。

次の から の評価項目ごとに「評価の内容」、「評価の観点例」、「水準を分かりやすく示す記述」、「根拠となる資料・データ例」を説明する。

なお、「評価の観点例」については、各評価項目内の評価対象となる内容ごとに例示しており、評価項目によっては、学部、研究科ごとに示している。

したがって、項目別評価の内容は、学部、研究科で同じ内容となっているが、学部、研究科ではそれぞれ固有の取組が行われており、教育活動の方針も異なるため、実際の評価に際しては、学部、研究科それぞれについて、適切な観点を設定して評価を行う。

評価の観点の設定に当たっての留意点

次の から に記載された観点例は、各項目での評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例示である。したがって、これらの観点は想定できるすべてを表しているものではなく、またすべてを当てはめるべきものでもない。

実際の評価に当たっては、これらの観点例を参考に、対象組織ごとに設定された教育目的及び目標に照らし、評価を実施するために適した観点を設定して、評価を行うことになる。

なお、前述のように、教育目的や目標には性格的に異なる様々なものが取り上げられる可能性があり、観点はそれらの性格に応じた形で設定する必要がある。

「根拠となる資料・データ例」についても同様に、一般的に想定できるもの等の例示であり、想定できるすべてを表しているものでもなく、またすべてを当てはめるべきものでもない。

アドミッション・ポリシー(学生受入方針)

【評価の内容】

教育目的及び目標を達成するためには、教育の質的向上だけでなく、その取組の効果が期待できる十分な能力を持ちつつ、明確な目的意識や適性を持った学生の確保が重要である。

この項目では、求める学生像や学生募集方法、入試の在り方等のアドミッション・ポリシーが明確な形で策定され、学内外に公表・周知されているか、また、その方針に従った学生受入の方策が適切に講じられているかについて評価する。

なお、入試が全学規模で行われており、アドミッション・ポリシーに学部の関与が限られている場合にあっても、その学部の対応状況について評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

(学部，研究科共通)

アドミッション・ポリシーが明確な形で策定されているか

- ・教育目的及び目標を実現できる内容となっているか
- ・求める学生像や学習経験，学生募集方法，入試の在り方等の必要事項は適切に盛り込まれているか
 - ・明確な目的意識や適性を有する者を受入れるような内容となっているか
- ・学部，研究科全体としてのコンセンサスを得たものとなっているか

アドミッション・ポリシーが（教育目的及び目標とともに）学内外に適切に周知・公表されているか

- ・学内への周知のために適切な方策を講じているか
- ・教職員等が十分認識しているか

- ・学外への公表のために適切な方策を講じているか
- ・受験者等が十分認識しているか

アドミッション・ポリシーに従った学生受入方策が講じられているか

- ・学生受入方策の内容は，アドミッション・ポリシーに沿ったものとなっているか
- ・推薦入学，編入学，特別選抜等の多様な入学者選抜方法の検討，導入に取り組んでいるか
- ・学生受入方策を実施するための学内の体制は十分なものとなっているか など

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の4つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては、次のようなものが考えられる。

- ・アドミッション・ポリシー（学生受入方針）、学生募集要項、入学者選抜要項、受験者、入学者の状況（研究科においては、出身大学・学部別の数） など

教育内容面での取組

【評価の内容】

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供することが必要である。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育課程及び個々の授業の構成が、それらを十分に実現できる内容のものであるかについて評価する。

また、教育課程等の展開に必要な教員組織、施設・設備が適切に整備され、活用されているかについても評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

(学 部)

教育課程の編成が、教育目的及び目標を十分に実現するものとなっているか

- ・教育課程の編成方針（編成の趣旨）が、教育目的及び目標との関連も含めて教員や学生に伝わっているか
- ・教育課程の編成が、教育目的及び目標に沿ったものとなっているか
- ・教育課程の内容が適切なものとなっているか
 - ・教育課程の内容が一貫性を有したものとなっているか
 - ・教養教育、理学の専門基礎教育及び専門教育の配置は適切か
 - ・教育課程の編成において、専門教育に向けての学生のモチベーションを高めるための創意工夫がなされているか
- ・教育課程の構成が適切なものとなっているか
 - ・教育課程が体系的に編成されているか
 - ・必修科目と選択科目のバランスは適切か
 - ・講義、実験、実習、演習等の配置、卒業研究の位置付け等は適切か
 - ・各授業科目間の内容的な重複を避けるための調整が行われているか
 - ・理学専門教育のカリキュラムは、各領域の関連とバランスに配慮した内容となっているか

個々の授業の構成や内容が、教育目的及び目標を十分に実現するものとなっているか

- ・授業計画（設計）が適切か
- ・個々の授業で展開される教育内容が、教育課程の編成の趣旨に沿ったものであるか
- ・個々の授業の内容が、能力や知識などの形成の面で十分な内容となっているか
- ・個々の授業はシラバス等で計画した内容を実現するものとなっているか
- ・授業内容に応じた十分な教材が使用されているか
- ・実験、実習などにおける安全教育が適切に行われているか
- ・環境への配慮や科学の社会的・倫理的側面を考える教育が行われているか

- ・卒業研究・ゼミナールにおける指導内容は適切であるか
- ・卒業研究・ゼミナールの配属の用意が十分なされているか
- ・専門教育と関連した情報機器の活用が十分に行われているか
- ・専門教育に必要な外国語（特に英語）の読解教育への配慮や指導がなされているか
- ・個々の授業，実験，実習，演習の準備度は十分か
- ・講義間の関連は十分に配慮されているか
- ・講義と実験，実習，演習の連携は十分図られているか

教育課程及び個々の授業の展開に必要な教員組織，施設・設備が適切に整備され，活用されているか

- ・教員の配置は適切か
- ・実験，実習，演習（フィールドワークを含む）の指導体制は適切か
- ・大学院学生の教育補助（TA）などが有効に活用されているか
- ・適切な広さと数の講義室が整備され，活用されているか
- ・実験，実習，演習（フィールドワークを含む）に必要な施設・設備，図書館，附属教育研究施設などが適切に整備され，活用されているか
- ・実験，実習，演習（フィールドワークを含む）に必要な機材・器具（視聴覚教材等を含む），図書が整備され，十分教育に活用されているか
- ・情報ネットワークや情報サービス機器（ソフトウェア，教材等）が整備され，十分教育に活用されているか，また，それらの管理体制は十分か
- ・卒業研究，演習に必要な場所と機器が整備されているか など

（研究科）

教育研究内容が，教育目的及び目標を十分に実現するものとなっているか

- ・教育内容が，専攻分野として必要な研究能力を育成するものとなっているか
- ・教育内容が，高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとなっているか
- ・修士課程（博士前期課程）における講義・演習の構成と配置が適切になされているか
- ・他の分野から新たに修士課程（博士後期課程）に入学してきた学生に対し，教育上の適切な配慮が行われているか
- ・教育内容が，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとなっているか
- ・研究テーマと直接関連する領域と，近接する領域の講義・演習のバランスは適切か
- ・学生の研究に対する意欲を高めるような環境が用意されているか
- ・指導教員の選定や研究課題の設定の際に十分な指導が行われているか
- ・学内外の研究者による最前線研究との接触する機会は十分提供されているか
- ・研究成果の発表訓練（研究室ゼミ，学会発表，論文発表など）が適切に行われているか

- ・大学院学生による教育補助（T A）の大学院教育の一環としての位置付けは十分か

教育内容や研究指導の展開に必要な教員組織，施設・設備が適切に整備され，活用されているか

- ・各専攻，研究科における教員の配置は適切か
- ・研究指導体制は適切か

- ・大学院生が研究活動等を行うための講義室，研究室，実験実習室，演習室等が整備され，その活用（適切な広さと数，照明，機材・器具，視聴覚教材など）は十分か
- ・図書など資料類は系統的に整備され，活用されているか
- ・情報ネットワークや情報サービス機器が整備され，十分教育に活用されているかなど

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の4つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては，次のようなものが考えられる。

- ・学生便覧，履修要項（開設授業科目，科目紹介，授業時間割等が掲載されているもの），
- ・シラバス，
- ・受講学生数一覧（履修学生数，単位取得学生数），
- ・使用教科書及び教材，
- ・学生による授業評価報告書，外部評価報告書，
- ・ガイダンス資料・実施状況，
- ・履修状況，
- ・単位取得状況，
- ・成績評価基準，
- ・試験問題と成績一覧，
- ・教員の配置状況，
- ・教員の構成，
- ・学習環境（実験，実習に必要な施設・設備，図書館，附属研究施設など）の整備状況（整備計画），
- ・利用状況（利用計画） など

教育方法及び成績評価面での取組

【評価の内容】

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供するとともに、その内容に即した授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法を用い、また有効性のある成績評価を実施することが必要である。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育方法及び成績評価法が適切であり、教育課程及び個々の授業の特性に合致したものであるかについて評価する。

また、授業形態や学習（研究）指導法等の教育方法に沿った教員体制、施設・設備が適切に整備され、活用されているかについても評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

（学 部）

教育方法が適切であり、教育課程及び個々の授業の特性に合致したものであるか

- ・ 講義と実験・実習・演習、卒業研究などの各種授業形態のバランスは適切か
- ・ 授業の選択、専門や専攻の選択において十分なガイダンスが行われているか
- ・ 授業時間と授業時間外の学習を組み合わせた、十分な学習を実現しているか
- ・ 授業時間外の学習時間を保証したカリキュラム構成になっているか
- ・ 基礎学力が不足している学生に対して履修上のきめ細かい配慮がなされ、適切に対応しているか
- ・ 学生の自主学習への支援と指導がなされているか

- ・ 実験、実習、演習（フィールドワークを含む）の実施における配慮（実施時期・時間数、講義との関連）は適切か
- ・ 実験、実習、演習（フィールドワークを含む）における学生への安全管理、環境保全、倫理指導は適切か

成績評価法が適切であり、教育課程及び個々の授業の特性に合致したものであるか

- ・ 成績評価の基準（評価の多様化を含めて）は適切に設けられているか
- ・ 採点の一貫性及び厳格性は確立しているか

- ・ 各学科ごとに単位取得や進級の状況を把握し、指導する体制が整備されているか
- ・ 各授業受講前の学生の学力の認識についての把握が適切に行われているか
- ・ 授業の進度に応じて学習の達成度が把握され、授業の進行に活用されているか
- ・ 実験、実習における適切な評価が実施されているか
- ・ 卒業研究・ゼミナールなどの評価は適切になされているか

授業形態や学習指導法等の教育方法に沿った教員体制，施設・設備が整備が行われ，活用されているか

- ・教員の配置は適切か
- ・実験，実習，演習（フィールドワークを含む）の指導体制は適切か，特に大学院学生の教育補助（T A）が有効に活用されているか
- ・適切な広さと数の講義室が整備され，活用されているか
- ・実験，実習，演習（フィールドワークを含む）に必要な施設・設備，図書館，附属教育研究施設などが適切に整備され，活用されているか
- ・実験，実習，演習（フィールドワークを含む）に必要な機材・器具（視聴覚教材等を含む），図書が整備され，十分教育に活用されているか
- ・情報ネットワークや情報サービス機器（ソフトウェア，教材等）が整備され，十分教育に活用されているか など

（研究科）

教育方法等が適切であり，教育内容や研究指導の特性に合致したものであるか

- ・学位論文の作成等に対する指導は適切になされているか
- ・修士課程（博士前期課程）の講義・演習における指導は適切になされているか
- ・研究テーマの決定のプロセス，研究指導体制は適切か
- ・教育補助（T A）の教育的機能は適切か
- ・研究補助（R A）の教育的機能は適切か
- ・学外での研究活動（学会発表，共同研究，研究調査）の指導は適切になされているか
- ・指導教官（配属研究室）を決める際の指導・教育は適切になされているか
- ・該当研究の領域における国内外の研究者との研究交流（学内共同利用施設，全国共同利用施設，大学共同利用機関の活用など）は適切になされているか
- ・各種研究費，研究員への応募訓練は適切になされているか
- ・学生自身の将来に向けての方向付け，研究者としての自覚や競争意欲の高揚を支援する環境が用意されているか

成績評価法が適切であり，教育内容や研究指導の特性に合致したものであるか

- ・修士課程（博士前期課程）における講義・演習に対する成績評価は適切になされているか
- ・修士・博士学位の授与方針・基準は適切なものか
- ・各専攻ごとに，単位取得や進級の状況を把握し，指導する体制ができているか
- ・博士課程単位取得後退学の取扱いは適切になされているか

授業や研究指導の教育方法等に沿った教員体制，施設・設備が適切に整備され，活用されているか

- ・各専攻，研究科における教員の配置は適切か
- ・研究指導体制は適切か
- ・専攻内，研究科内あるいは国内外との共同研究を支援する体制は適切か

- ・大学院生が研究活動等を行うための講義室，研究室，実験実習室，演習室等が整備され，その活用（適切な広さと数，照明，機材・器具，視聴覚教材など）は十分か
- ・情報ネットワークや情報サービス機器が整備され，十分教育に活用されているかなど

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の4つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては，次のようなものが考えられる。

- ・シラバス，・ガイダンス資料，実施状況，・学生便覧，履修要項（開設授業科目，科目紹介，授業時間割等が掲載されているもの），・学生による授業評価報告書，・履修状況，単位取得状況，・成績評価基準，・試験問題と成績一覧，・教員の配置状況，・教員の構成，・学習環境（実験，実習に必要な施設・設備，図書館，附属研究施設など）の整備状況（整備計画），利用状況（利用計画） など

教育の達成状況

【評価の内容】

教育の改善・向上に取り組むためには、受入れた学生の状況を的確に把握するとともに、学生が、学部、研究科における教育活動の各段階において身に付けた教育の達成状況を適切に把握することが必要である。

この項目では、ア)単位取得，進級，卒業（修了）及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況，並びにイ)進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況などから判断して，教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているかについて評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として，一般的に想定できるか，あるいは場合によって想定できるものの例として，次のような事項が考えられる。

（学 部）

単位取得，進級，卒業及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断して，教育の成果（到達目標）はどの程度達成されているか

- ・知識の形成においてはどうか
- ・探求法の修得面ではどうか
- ・実践力の形成面ではどうか
- ・課題探求能力の面ではどうか

進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断して，教育の成果はどの程度達成されているか

（研究科）

単位取得，進級，修了及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断して，教育の成果はどの程度達成されているか

- ・専攻分野における研究能力の形成面ではどうか
- ・知識の形成においてはどうか
- ・探求法の修得面ではどうか
- ・実践力の形成面ではどうか
- ・課題探求能力の面ではどうか

就職などの卒業後の進路の状況などから判断して，教育の成果はどの程度達成されているか

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の4つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標が十分達成されている。
- ・教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては、次のようなものが考えられる。

- ・学生(卒業生を含む)による教育評価報告書，・雇用主による卒業生の評価，・単位取得，進級，卒業(修了)，資格取得の状況，・学位授与状況，・就職状況等進路データ，・大学院学生の論文投稿，学会・講演大会での発表状況，学会からの表彰(奨励賞，論文賞等の受賞)状況 など

学生に対する支援

【評価の内容】

教育の効果を高めるとともに、学生が充実した学生生活を実現するためには、修学に必要な支援を適切に行う必要がある。

この項目では、学習や生活に関する環境（施設・設備）や相談の体制が整えられ、効果的に機能しているか、経済的支援や就職支援が適切に行われているかについて評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

（学部，研究科共通）

学習や生活に関する環境（施設・設備）が整えられているか

- ・ 学生が自主的に学習できるような環境が整えられているか

学習や生活に関する相談のための体制が整えられ、効果的に行われているか

- ・ 学習相談はどのように行っているか
- ・ 健康相談はどのように行っているか
- ・ 生活相談はどのように行っているか
- ・ 相談窓口は学生に周知されているか
- ・ 課外活動に対する援助は適切に行われているか

経済的支援や就職支援が適切に行われているか

- ・ 各種奨学制度の活用状況はどうか
- ・ 授業料減免は適切に行われているか
- ・ 経済的支援の手続きは学生にわかりやすい方法で行われているか
- ・ 就職支援（卒後，修了後の学生を含む）は適切に行われているか
- ・ T A や R A 制度が有効に機能しているか
- ・ 多様な学生（留学生，社会人）に対する適切な支援が行われているか など

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の4つの記述により示す。

- ・ 教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・ 教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・ 教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要がある。
- ・ 教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 学習や生活に関する環境（施設・設備）の整備状況，・ 各種奨学金制度，授業料減免制度の状況，・ 各支援体制の整備状況，・ 課外活動の状況，・ 研究科については，R A ， T A 制度の状況 など

教育の質の向上及び改善のためのシステム
(目標設定 実施 点検・評価 改善の仕組)

【評価の内容】

各学部，研究科においては，組織としての教育活動の評価及び個々の教員の教育活動の評価をそれぞれ適切に行うとともに，その結果が教育目的及び目標の見直しも含めた教育の質の向上及び改善の取組にフィードバックされるシステムを構築する必要がある。

この項目では，教育の実施状況や問題点を的確に把握し，ア)学部，研究科の組織としての教育活動の評価，並びにイ)教員の教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制が整っているか，また，それらの評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され，それが機能しているかについて評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として，一般的に想定できるか，あるいは場合によって想定できるものの例として，次のような事項が考えられる。

(学部，研究科共通)

教育の実施状況や問題点を把握し，組織としての教育活動の評価や個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制が整っているか

- ・教育の実施状況や問題点を把握するための方策や体制は適切か
- ・組織として教育活動の評価する体制は構築されているか
- ・外部者による教育活動の評価は適切に行われているか
- ・教育目的及び目標の妥当性に関する評価・改善システムは整備されているか
- ・個々の教員の教育活動の評価を実施する体制は整っているか
- ・教員の教育能力，教育意欲，教育上の業績等の適切な評価を行っているか
- ・学生による授業評価が行われているか

これらの評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され，機能しているか

- ・評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるために，有効性のある方策を講じているか
- ・カリキュラムの検討・改善のためのシステムは整備されているか
- ・教育方法等の研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）の組織的な推進に取り組んでいるか
- ・学生の授業評価を教育の改善に反映させるシステムは整備され，機能しているか
- ・教員人事システムは有効に機能するよう整備されているか
- ・出身大学等にとらわれない，能力本位の教員選考がなされているか など

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の4つの記述により示す。

- ・向上及び改善のためのシステムが十分機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。
- ・向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要がある。
- ・向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

【根拠となる資料・データ例】

根拠となる資料・データの例としては、次のようなものが考えられる。

- ・各組織，システムの構成，活動状況，・教官の講義負担に関するデータ，・関係諸規程，
- ・自己点検・評価報告書，外部評価報告書，・学生による授業評価等の実施状況，・教員組織，配置状況，教員人事の多様性（外国人，女性，自校出身者の割合など），・教員選考基準・方法，公募状況 など

(4) 総合的評価

- 1) 総合的評価では、評価項目をまたがる取組や評価項目を通じて全体を見たときに指摘できる事柄について評価を行う。

どのような取組や事柄を評価するかについては、各評価項目ごとの取組内容やその評価結果を総合的に見た上で判断し、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点等として指摘する形で評価する。

- 2) 教育目的及び目標の周知、公表の状況については、各評価項目における様々な取組等の状況を通じて、学部及び研究科等の学生や教職員に周知されているか、入学志願者、卒業（修了）者を雇用する企業や教育研究機関等の学外関係者に適切に公表されているかについて評価する。

- 3) また、評価結果全体（項目別評価結果及び上記1）・2)の評価結果）を踏まえて、優れた点や改善を要する点等を総合的にまとめる。

- 4) さらに、上記1)及び2)の評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由（背景・原因等）を整理する。

(5) 書面調査段階での評価案の整理

書面調査での評価が一通り終了した時点で、各評価チームごとに、分析・調査結果の検討及び整理を行い、書面調査段階での評価案を整理する。また、この評価案を踏まえて、訪問調査での調査内容の検討・整理を併せて行う。その際、訪問調査時に対応を求める事項がある場合には、当該対象組織に通知する。

評価案の整理は、後述の「評価報告書原案の作成」に則り、報告書としての形式を取りまとめる。

2 訪問調査

訪問調査においては、書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項について調査するとともに、この時点での評価内容の概要を学部、研究科の関係者に伝え、それに対する意見を求める。

(1) 訪問調査の準備

1) 訪問調査チームの編成

訪問調査については、原則として、各評価チームにおいて当該対象組織の書面調査を担当した委員（2～4名程度）を以て調査チームを編成し、実施する。調査チーム編成の際には、対象組織の状況を踏まえ、当該組織への訪問調査を実施するために必要な体制（専門性、人数）を十分整えることに配慮する。また、訪問調査の際には、若干名の事務官が随行する。

訪問調査チームには主査を置き、調査内容の調整、対象組織との協議、調査報告書の取りまとめなどを行う。

訪問調査チームにおいては、調査内容に応じて役割分担を行うなどの工夫をし、訪問調査を効率よく実施できるように努める。

2) 訪問調査の実施日程の決定及び通知

訪問調査の実施日程は、予め、機構において対象組織と協議した後、評価チームとの調整を図って決定し、対象組織に通知する。

調査日数は、予定する調査が十分実施できることを前提として、対象組織の規模や、調査内容の多寡を踏まえ、評価チームが決定する。

なお、実施日程は、「(4)訪問調査日程例」に示す標準的な調査日程例を基に、各調査チームで決定する。

3) 調査内容等の決定及び通知

訪問調査に当たっては、事前に日程等を通知するほか、可能な限り早い時期に調査内容や準備する書類などについても明らかにし、対象組織に通知する。

(2) 訪問調査の実施

1) 訪問調査の内容

訪問調査は、書面調査段階で十分な説明及び資料が得られなかった内容について、対象組織の関係者から面接調査や資料収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生や卒業生などからのヒアリングや教育指導、学習の観察などを行う。

調査内容は、次に掲げる事項を基本とするが、対象組織の個別事情によっては新たに調査事項を加えることができる。

また、具体的な調査の態様については、対象組織の個別状況を踏まえ、実際の教育状況を的確に把握できるような方法を工夫・検討し、各評価チームごとに決定する。

根拠資料等の補完的収集

ア) 根拠資料のうち、現地においてのみ閲覧が可能な書類の調査を行う。

試験問題，試験の答案，学生のレポート，成績表，卒業論文など

イ) 自己評価書とともに提出された根拠資料に関連して，当該資料をより精度の高い根拠資料とするための補完的書類を収集する。

学部等関係者（責任者）との面談

訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるよう，学部等関係者に協力を要請するとともに，自己評価書に記述された内容以外で，評価の参考となる事柄について補足説明を受ける。

対象者は，学部長，研究科長，学科長，教務委員長などの責任者の立場にある者とする。

学部等の一般教員，支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフへの面接調査

学部等関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に，当該対象組織が行う教育活動に参画している視点から，優れた点，改善を要する点，問題点等があるか，自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査を行う。

学生，卒業者等との面接調査

現に教育を受けている学生としての視点，又，既に学部等を卒業（修了）した社会人としての視点から，当該対象組織における教育活動の状況について，優れた点，改善を要する点，問題点等があるか，自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査を行う。

また，各学生の志望動機や入学後の印象，学生生活の感想などといった一般的な事項をはじめ，授業や実習の感想や問題点，学習環境（施設・設備等）などについては，学生の満足度を知る上で重要であるので，特に詳しく質問し，活発な発言が得られるように努める。

【調査事項例】

教育目的等はどのようなものか知っているか

各種ガイダンスの内容及び方法は有効であったか

シラバスと実際の授業との関係はどうであったか

授業運営はどのようなものであったか

（授業のわかりやすさ，質問などへの対応状況，教材等の活用状況）

大学の求めている学力などは身に付いたか

成績評価は妥当なものであったか

キャンパス・ライフは快適であるか

学生の意見が教育活動に反映されるようになっているか など

教育指導及び学習の観察

自己評価書において、主に「教育内容面での取組」、「教育方法及び成績評価面での取組」で記述された取組や現状について、教育現場では実際にどのように実施されているか、実験・実習において教育スタッフと附属教育研究施設との連携はとれているかなどの観点を中心に、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から、調査する。

【調査対象例】

講義,演習,実験などの授業風景,ゼミや少人数教育などを行っている特色ある取組の現場
附属教育研究施設などにおける実験・実習の現場 など

学習環境の状況調査

自己評価書において記述された学習環境の状況について、実態はどのようになっているか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から、調査する。また、必要に応じて、実際にサービスを疑似体験し、利便性を調査することも考慮する。

ア) 図書館サービス

【調査事項例】

カリキュラム,教育指導,学習などから求められる要件を満たしているか
書籍,定期刊行物のストック,指定学習教材,学習スペース,その他の学習支援設備は十分なものであるか
利用案内,開館時間,利用者支援は適切か
教育スタッフと図書館サービス部門との連携はとれているか など

イ) 附属教育研究施設

【調査事項例】

カリキュラム,教育指導,学習などから求められる要件を満たし,機能しているか など

ウ) 教育指導,学習,情報教育及び交流施設

【調査事項例】

カリキュラム,教育指導,学習などから求められる要件を満たしているか
独立学習用のスペースは十分か
情報教育関係設備,教育・利用体制は十分か
交流施設,食堂などの施設は,適切に整備されているか など

2) 訪問調査チーム会議の開催

訪問調査を効率的かつ合理的に行うため、調査期間中に必要に応じて調査チーム会議を開催し、調査内容の打合せや調査結果の整理を行う。

これは、委員間の共通認識を図る重要な場でもあるので、有効に活用する必要がある。

3) 評価内容の概要説明

訪問調査の終了段階では、対象組織の関係者と評価内容に関する共通理解を十分図り、評価結果の確定を円滑に行うため、書面調査段階での評価内容の概要を関係者に説明し、それに対する意見を聴く。

この時，事前に調査チーム内での意志統一を図るため，十分な打合せを行う必要がある。

(3) 調査結果報告の取りまとめ

訪問調査チームは，訪問調査の結果を報告書としてまとめ，評価チーム全体の検討に付す。

(4) 訪問調査日程例

	日 程	備 考
第 1 日 目	13 } 14 } 15 } 16 } 17 } (訪問調査チーム会議)	調査内容(当日分)の確認 調査内容(当日分)の整理・評価 調査内容(翌日分)の確認
第 2 日 目	9 } 10 } 11 } 12 } 13 } 14 } 15 } 16 } 17 } (訪問調査チーム会議)	図書館，施設・設備等の実地調査 講義，演習，実験・実習等の観察 調査内容(当日分)の整理 評価内容の概要の検討・整理
第 3 日 目	9 } 10 } 11 } (大学出発)	評価内容の概要の相互確認 根拠となった事実の相互確認

上記は，一例を示したものである。書面調査の結果により，重点を置く点，観察する内容，面接調査の対象等は，調査チームの判断によって行う。

評価報告書原案の作成

書面調査段階での評価案を訪問調査で得られた知見によって、修正、加筆して、評価チームとしての評価報告書原案を作成する。

評価チームが作成する評価報告書原案は、「対象組織の現況」、「教育目的及び目標」、「項目別評価結果」、「総合的評価結果」及び「評価結果の概要」で構成する。

「対象組織の現況」及び「教育目的及び目標」については、原則として各対象組織から提出のあった自己評価書から原文のまま転載する。

各対象組織に対しては、原則として、「対象組織の現況」については、最大2,000字程度、「教育目的及び目標」については、最大6,000字程度に記述するよう求めている。

「項目別評価結果」、「総合的評価結果」及び「評価結果の概要」のそれぞれの記載方法は以下による。

1 項目別評価結果の記述

項目別評価結果の記述に当たっては、取組の現状とともに、その中から特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等が認められた場合にそれらを併せて記述する。

また、各評価項目ごとに、前記「 の1の(3)項目別評価」に基づき、評価の水準を導き出し、その結果を記述する。

さらに、以上の評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由（背景・原因等）を記述する。

なお、分量は、各項目ごとにA4判数ページとする。

項目別評価結果の記述の構成

- 1) 取組の現状を記述しつつ、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等の記述
- 2) 教育目的及び目標に照らした水準を「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示した記述
- 3) 上記1)及び2)の評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由（背景・原因等）の記述

2 総合的評価結果の記述

総合的評価の記述に当たっては、前記「 の1の(4)総合的評価」に基づき、

1) 評価すべきものとして判断した取組や事柄並びに教育目的及び目標の周知・公表について、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点等として指摘する形で記述する。

2) 教育目的及び目標の周知・公表の状況については、各評価項目における様々な取組等の状況を通じて、学部及び研究科等の学生や教職員に周知されているか、入学志願者、卒業（修了）者を雇用する企業や教育研究機関等の学外関係者に適切に公表されているか

について記述する。

3) 上記1)及び2)の評価結果の基礎となった具体的な事実及び根拠・理由（背景・原因等）を記述する。

4) また、評価結果全体（項目別評価結果及び上記1）・2)の評価結果）を踏まえて、優れた点や改善を要する点等を総合的にまとめ、記述する。

なお、分量は、原則としてA4判1ページ（最大2,000字程度）とする。

3 評価結果の概要の記述

評価結果の概要の記述に当たっては、前記「1 項目別評価結果の記述」の1)及び2)の概要を項目ごとに記述する。

また、総合的評価結果の概要を記述する。

なお、分量は、原則としてA4判1ページ（最大2,000字程度）とする。

この評価報告書原案は、専門委員会の審議を経て、評価報告書原案として確定され、大学評価委員会に提出される。

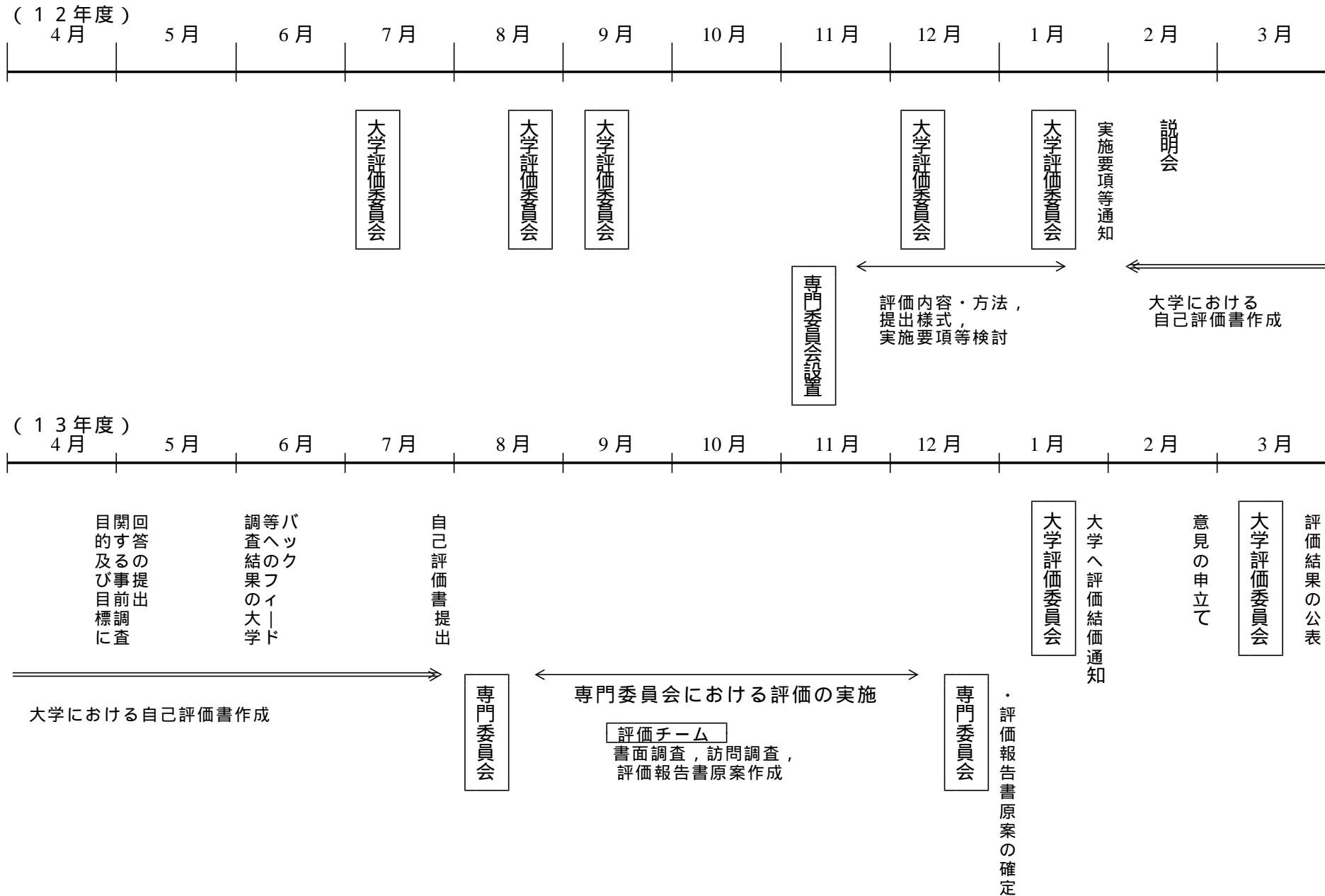
なお、最終的な評価報告書は、「対象組織の現況」、「教育目的及び目標」、「項目別評価結果」、「総合的評価結果」、「評価結果の概要」及び「意見の申立て」によって構成され、対象組織及び設置者へ通知し、社会へ公表する際には、「大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要」についても掲載される（添付資料3「評価報告書イメージ」参照）。

平成 12 年度着手の評価対象機関・組織一覧

大学名	学部名	学科名	研究科名	専攻名
千葉大学	理学部	数学・情報数理学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科	自然科学研究科	数学・情報数理学専攻 理化学専攻 生命・地球科学専攻 数理工学専攻
東京大学	理学部	数学科 物理学科 天文学科 地球惑星物理学科 化学科 生物化学科 生物学科 地学科 情報科学科	理学系研究科 数理科学研究科	情報科学専攻 物理学専攻 天文学専攻 地球惑星科学専攻 化学専攻 生物化学専攻 生物科学専攻 数理科学専攻
新潟大学	理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地質科学科 自然環境科学科	自然科学研究科	物質基礎科学専攻 物質制御科学専攻 地球環境科学専攻 数理科学専攻 生物圏科学専攻
大阪大学	理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科	理学研究科	数学専攻 物理学専攻 化学専攻 生物科学専攻 高分子科学専攻 宇宙地球科学専攻
広島大学	理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科	理学研究科	数学専攻 物理科学専攻 化学専攻 生物科学専攻 地球惑星システム学専攻 数理分子生命理学専攻
熊本大学	理学部	数理科学科 物理科学科 物質化学科 地球科学科 生物科学科 環境理学科	自然科学研究科	自然システム専攻

添付資料 2

平成 1 2 年度の分野別教育評価「理学系」実施計画に係るスケジュール



評価報告書イメージ

(分野別教育評価「理学系」)

分野別教育評価報告書
 (理学系)

 大学 学部

 大学評価・学位授与機構

学部と研究科はそれぞれに報告書が作成されます。

対象組織名

1.大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要

機構の行う評価について	分野別教育評価について
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-1-

対象組織名

2.対象組織の現況

学部(学科)名及び所在地, 学科構成, 学生数, 教員数	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-2-

対象組織名

3.教育目的及び目標

教育目的	教育目標
-----	学部共通の目標
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-3-

対象組織名

(教育目標のつづき)	学科の固有の目標
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-4-

対象組織名

4.項目別評価結果

1)アドミッションポリシー(学生受入方針)

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	-----
-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

目的及び目標の達成への貢献の水準を分かりやすく示す記述

-5-

対象組織名

2)教育内容面での取組

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	-----
-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

目的及び目標の達成への貢献の水準を分かりやすく示す記述

-6-

対象組織名

3)教育方法及び成績評価面での取組

特色ある取組, 特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	-----
-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

目的及び目標の達成への貢献の水準を分かりやすく示す記述

-7-

対象組織名

4)教育の達成状況

特に優れた点, 改善を要する点, 問題点等	-----
-----	記述した評価結果の基礎となった事実及び根拠・理由(背景・原因等)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

目的及び目標の達成の水準を分かりやすく示す記述

-8-

〔国立学校設置法（抄）〕

第三章の五 大学評価・学位授与機構

第九條の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 二 （略）
- 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

2 前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。

〔国立学校設置法施行規則（抄）〕

（評価の区分）

第五十二條の二 国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- 一 大学等、大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。（の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
- 二 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
- 三 大学等の各学部、各研究科、各附属研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価

（評価の実施の手続）

第五十二條の三 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。

（評価の実施の方法）

第五十二條の四 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

（意見の申立）

第五十二條の五 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たっては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

（大学等の評価に関する委任）

第五十二條の六 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

附則

6 大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価を行わないものとする。

〔大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）〕

（大学評価委員会）

第六條の二 機構に大学評価委員会を置く。

2 大学評価委員会は、機構長の定めるところにより、機構が行う大学等の評価について審議を行う。機構長は、機構が行う大学等の評価に関し必要な事項を定めるに關しては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

4 大学評価委員会は、委員三十人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

5 大学評価委員会に、機構が行う大学等の評価に関する専門の事項を調査するため、専門委員を置くことにも、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。

6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

7 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。

8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

（目的）

第一条 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）第六條の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任期）

第二条 委員、専門委員及び評価員の任期は二年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補充の委員、専門委員及び評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。

（委員長及び副委員長）

第三条 大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（専門委員会）

第四条 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、数個の専門委員会を置くものとする。

2 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 専門委員会に主査及び副主査各一人を置き、当該専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4 主査は、専門委員会の会務を掌理する。

5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

（分科会）

第五条 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門委員会に、その所掌する専門の事項の一部を分担させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 分科会に主査及び副主査各一人を置き、当該分科会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4 主査は、分科会の会務を掌理する。

5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

（議事の手続）

第六条 大学評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 大学評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することできない。

3 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の關係する大学及び大学共同利用機関に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

5 前四項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは、「主査」と、「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（雑則）

第七条 この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営に関し必要な事項は、大学評価委員会が定める。

附則

この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。

(1) 大学評価委員会委員名簿

阿 部 謹 也	共立女子大学長
新 井 郁 男	上越教育大学教授
石 川 隆 俊	大学評価・学位授与機構教授
石 原 多賀子	金沢市教育長
猪 木 武 徳	大阪大学教授
内 田 博 文	九州大学教授
大 塚 榮 子	経済産業省産業技術総合研究所北海道工業技術研究所主任研究官
岡 沢 憲 芙	早稲田大学教授
小野田 武	三菱化学(株)顧問
川 口 昭 彦	東京大学教授
北 城 恪太郎	IBM アシア・パシフィック・レジデント兼日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
小 島 操 子	大阪府立看護大学長
小 林 誠	高エネルギー加速器研究機構教授
カミムラ M.シロ・ド	日米教育委員会事務局長
島 田 淳 子	昭和女子大学教授
清 水 雅 彦	慶應義塾大学教授
鈴 木 昭 憲	秋田県立大学長
館 昭	大学評価・学位授与機構教授
土 岐 憲 三	京都大学教授
外 村 彰	(株)日立製作所フェロー
永 井 多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
中 島 尚 正	東京大学教授
西 野 瑞 穂	徳島大学教授
蓮 見 音 彦	和洋女子大学教授
ハンス・ユーゲン・マルクス	南山大学長
丸 山 利 輔	石川県農業短期大学長
山野井 昭 雄	味の素(株)代表取締役副社長
山 内 久 明	日本女子大学教授
吉 田 泰 輔	(学)国立音楽大学理事長
渡 辺 孝	日本政策投資銀行設備投資研究所長

は委員長, は副委員長

(2) 理学系教育評価専門委員会委員名簿

池 谷 仙 之	静岡大学教授
石 川 統	東京大学教授
市 村 宗 武	法政大学教授
上 野 健 爾	京都大学教授
笠 原 順 三	東京大学教授
片 桐 千 明	天使大学教授
川 口 昭 彦	東京大学教授
川 村 清	慶應義塾大学教授
櫻 井 捷 海	大学入試センター教授
佐 藤 文 隆	京都大学教授
壽榮松 宏 仁	東京大学教授
杉 本 大 一 郎	放送大学教授
関 一 彦	名古屋大学教授
瀬 田 重 敏	旭化成工業(株)専務取締役研究開発本部長
外 村 彰	(株)日立製作所フェロー
中 井 武	東京工業大学教授
中 森 眞理雄	東京農工大学教授
野 津 憲 治	東京大学教授
広 瀬 忠 樹	東北大学教授
細 矢 治 夫	お茶の水女子大学教授
松 宮 徹	新日本製鐵(株)鉄鋼研究所製鋼研究部長
村 田 博	鳴門教育大学教授

は主査， は副主査